

札幌市内事業者の皆さま

札幌市長 秋元 克広

### まん延防止等重点措置の延長に係る市内事業者の皆さまへのお願いについて

日頃から札幌市政に対し、特段の御理解及び御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症のオミクロン株の影響による新規感染者数の急拡大等のため、令和 4 年 1 月 27 日から 2 月 20 日までの期間、北海道全域が「まん延防止等重点措置」の措置区域に指定されたことから、札幌市においても強い感染防止対策を講じているところですが、新規感染者数は依然として高い水準にあり、医療への負荷は大変厳しく、救急医療や一般医療への影響も危惧されております。

こうした状況を踏まえ、国は北海道を対象とした「まん延防止等重点措置」の適用期間を 3 月 6 日まで延長する決定をいたしました。

この決定を受け、引き続き、北海道知事から全道域を対象に要請がなされておりますので、事業者の皆さまにおかれましては、下記 1 の事項について御協力いただきますとともに、従業員の皆さまへの周知の徹底をお願いいたします。

また、下記 2 のとおり、市内飲食店等における営業時間の短縮等の要請に御協力いただいた事業者の皆さまへの支援金等について周知いたしますので、御確認願います。

#### 記

#### 1 北海道からの事業者の皆さまへのお願い

別紙「北海道におけるまん延防止等重点措置(改定)」【北海道資料】

#### 2 札幌市からのお知らせ

- (1) 市内飲食店等における営業時間の短縮等の要請に伴う支援金について  
別紙「札幌市内の事業者の皆さまへのお願い」
- (2) 市内事業者向け主な支援策について  
別紙「札幌市内事業者向け主な支援策」

#### 3 参考

- (1) 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関する情報（北海道）  
北海道による対策やレベル分類等の詳細については、以下の北海道のホームページを御確認ください。  
(URL : <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/covid-19/index.html>)
- (2) 企業等で新型コロナウイルス感染症患者が発生した時の対応について（札幌市）  
現在、新型コロナウイルス感染症患者の急増に伴い、札幌市保健所における業務がひっ迫していることから、学校・企業等の調査を休止しております。感染者ご本人様

から職場にご連絡いただくとともに、職場内で症状がある方におかれましては、以下の札幌市のホームページに掲載のある体調不良時のお問い合わせ先を御確認ください。

(URL : <https://www.city.sapporo.jp/2019n-cov/soudan.html>)

なお、学校・職場内等で保健所の調査に準じて調査を行う場合は、以下の札幌市のホームページを御確認ください。

(URL : [https://www.city.sapporo.jp/hokenjo/flkansen/020421n-cov\\_kigyohenosyuuti.html](https://www.city.sapporo.jp/hokenjo/flkansen/020421n-cov_kigyohenosyuuti.html))

(3) 札幌市の感染状況・医療提供体制の週間分析概況

札幌市の感染状況・医療提供体制について、感染症専門医である岸田直樹先生の分析資料を公開しておりますので御確認ください。

(URL : [https://www.city.sapporo.jp/hokenjo/flkansen/2019n-covhassei\\_toukei.html](https://www.city.sapporo.jp/hokenjo/flkansen/2019n-covhassei_toukei.html))

■ 市内飲食店等における営業時間の短縮等の要請に関する問い合わせ

お問い合わせ専用ダイヤル TEL 011-350-7377

《受付時間》 平日 8:45~17:30

■ 市内飲食店等における営業時間の短縮等の要請に伴う支援金に関する問い合わせ

お問い合わせ専用ダイヤル TEL 011-330-8396

《受付時間》 平日 8:45~17:15 (令和4年3月21日までは土日祝も対応)

■ 職場における感染症予防の注意事項等に関するお問い合わせ

札幌市新型コロナウイルス一般電話相談窓口 TEL0570-085-789

《受付時間》 毎日 9:00~21:00

※体調不良時のお問い合わせは以下のHPを御確認ください。

(URL : <https://www.city.sapporo.jp/2019n-cov/soudan.html>)

■ 事業者向け経営相談、融資、感染症予防、市税の納税猶予等の相談

事業者向けワンストップ相談窓口 TEL011-231-0568

《受付時間》 平日 9:00~12:00、13:00~17:00 (土日祝日、年末年始の休業日を除く)